

農地法第3条許可申請書の添付書類等について

	必要書類		備考	確認欄
1	許可申請書	3 通		
2	許可申請書(別添)	1 通		
3	土地登記簿謄本	1 通 (原本)	・法務局(発行から3カ月以内のもの)	
4	土地権利者の同意書・承諾書	1 通 (原本)	仮登記・抵当権等が設定されている場合(印鑑証明書を添付する。)	
5	案内図(住宅地図等)	1 通		
6	公図の写し	1 通 (原本)	・法務局(発行から3カ月以内) ※コピー不可	
7	住民票	1 通 (原本)	・譲渡人、譲受人双方のもの ・譲受人は世帯全員のものを添付(続柄、本籍は省略しない)	
8	農家証明書又は耕作証明書	町外の方のみ 1通 (原本)	住所地の農業委員会等	
9	名寄台帳	1 通 (原本) 名寄台帳の登記地目が農地の筆は、次のいずれかであること。 ①現況地目も農地である。 ②現況地目が農地以外の場合には転用許可を得ている。	・譲受人(複数人の場合はそれぞれ必要) (市外の方は、耕作状況について住所地の農業委員会等に照会します。)	
10	誓約書	1 通 (原本)		
11	委任状	1 通 (原本)	代理申請の場合	
12	事実調査書	1 通		

※上記以外の書類が必要になる場合があります。

申請書は毎月10日(閉庁日の場合は前開庁日)までに必要書類を添付して提出してください。

杉戸町農業委員会 0480-33-1111 (324)

※ 参 考 ※

主な許可基準は以下のとおりです。

- 取得予定の農地と既存の農地のすべてについて自ら耕作すると認められる場合(既存の農地に不耕作地・違反転用地等がない。)
 - 注意■ 以前に買い受けた(借り受けた)農地がある場合、その農地を一度も耕作せずに新たな農地を買い受ける(借り受ける)ことはできません。
- 所有権等を取得しようとする方、またはその世帯員が農作業に常時従事(年間150日以上)すると認められる場合
- 所有権等を取得しようとする方、またはその世帯員の農業経営の状況(機械の所有状態・経営作目等)、その住所地から農地までの距離(通作距離・道路等の交通事情)等から効率的に利用できると認められる場合。